

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第15項 木竹の伐採

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）	
●第1号	第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
	ア 単木択伐法によるものであること。
	イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。
	ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
●第2号	第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
	●ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
	(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。
	(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
	(3) 公園事業に係る施設(第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。以下「公園施設等」という。)において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
	●イ 皆伐法によるものにあつては、ア(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
	ア(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
	(1) 1伐区の面積が2ha以内であること。 ただし書 当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が公園施設等その他の主要な自然公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
	(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
	(3) 公園施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。
●第3号	第3種特別地域内において行われるものであること。
●第4号	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。